

# 家畜伝染病予防法に基づく定期報告のお願い

お問合せ先  
家畜保健衛生所  
0920-45-3031

家畜伝染病予防法により、右表の家畜、家きんの所有者は毎年、2月1日時点の飼育状況を県に報告するよう義務付けられています(愛玩用で飼われている家畜、家きんも対象です)。報告内容は次のとおりです。ご協力ください。

対象となる家畜、家きん		提出期限
家畜	牛、水牛、めん羊、山羊、鹿、馬、豚、いのしし	2021年 4月15日
家きん	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	2021年 6月15日

1. 基本情報 (飼育頭羽数、畜舎の数等)
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況 (セルフチェックシート)
3. 添付書類 (飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況)

報告様式は家畜保健衛生所にお尋ねください。なお 3. は以前提出した報告内容に変更なければ省略可能です。また下の頭羽数を飼っている小規模飼養者は 2. 及び 3. の提出は不要です。

飼養する家畜、家きん	小規模所有者となる頭羽数
牛、水牛、馬	1頭
めん羊、山羊、鹿、豚、いのしし	6頭未満
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥	100羽未満
だちょう	10羽未満



ご不明なことがあれば家畜保健衛生所までお問合せください。

# 鳥インフルエンザから飼養家きんを守りましょう！

お問合せ先  
家畜保健衛生所  
0920-45-3031

今季 (令和2年～3年) は国内外で鳥インフルエンザの発生が相次いでおり、3月3日現在、国内での発生は51事例となり、殺処分羽数は約 985 万羽となっています。今季の国内発生事例は全て養鶏場 又は あひる農場ですが、過去には愛玩鶏で発生したこともあります。以下の点に注意して、飼養家きんが鳥インフルエンザにかからないよう万全を期すとともに、毎日健康観察を欠かさず、家きんに異常があれば家畜保健衛生所にご連絡ください。

## ウイルスを侵入させない！

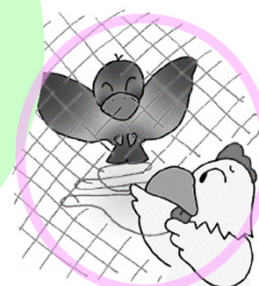
- ・家きんの世話時は専用衣服と履物を着用し、手は洗うか、消毒する。
- ・他所の家きん飼育場所に入らない。
- ・消石灰を飼育小屋入口と周辺に散布して、消毒する。

## 野鳥等と接触させない！

- ・飼育小屋には金網や防鳥ネットを張り、スズメや鼠族等が入れる隙間は目地で塞ぐ。
- ・餌が飼育小屋周辺にこぼれないようにする。野鳥を餌付けしない。



↑ 感染し元気のない鶏



防鳥用ネットを設置し、破れ箇所は必ず、補修しましょう。